平成２４年（フ）第１９９３号
千葉県我孫子市つくし野６丁目16－６
債務者　鈴木　大樹
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９９６号
東京都小平市大沼町１丁目128－１　都営大沼町１丁目アパート16―307
債務者　芳須亜輝子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９９８号
東京都江東区北砂４丁目２―10―201
債務者　七澤恵里子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０１７号
東京都葛飾区東水元５丁目３－４－207
債務者　西島　照彦
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０１８号
東京都葛飾区東水元５丁目３－４―207
債務者　西島　里咲
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６号
島根県浜田市相生町4331番地
債務者　大屋由美子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１０２号
長野県南佐久郡小海町大字豊里172番地３
債務者　森泉　　隆
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１６号
栃木県小山市大字土塔40番地　サンボナールＢ棟102号室、従前の住所茨城県水戸市元吉田町574番地の３　南台ハイツＣ棟102号
債務者　岡部　友輔
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３号
東京都福生市武蔵野台２丁目33番地51
債務者　野口　英夫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中10棟403号
債務者　菊池　　正
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目54番地ビーグルマンション伊奈平103号
債務者　芝田　弥生
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８９７号
東京都世田谷区尾山台１丁目２―11
債務者　谷口　理美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９２４号
東京都大田区池上６丁目27－３―201
債務者　今村志津子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９７４号
東京都青梅市梅郷１丁目24－１
債務者　島崎　　孝
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９７８号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―46―102
債務者　金子日出子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９８９号
神奈川県横浜市鶴見区諏訪坂13―25―302
債務者　木山　春夫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部